

規制の事前評価(要旨)

政策の名称	会社の株式取得についての事前届出制度の導入、株式取得会社の届出基準算定範囲の変更等、共同の株式移転についての実体規定及び届出規定の導入等		
担当部局	公正取引委員会経済取引局企業結合課	電話番号: 03-3581-3719	e-mail: kiketsu-jizenhyouka@jftc.go.jp
評価実施日	平成21年2月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>ア 株式取得の事前届出制度の導入</p> <p>現行法は、合併等については事前届出制であるのに対し、株式取得については事後報告制を採っているが、企業結合という点で競争上の効果は同様であるにもかかわらず、その形態によって届出等を行う時点が異なるということでは、企業結合規制の在り方として整合性に欠ける。また、海外の主要国では、株式取得を含めたすべての企業結合について事前届出制を採用しているところ、海外の競争当局にも届出を行うような事案については、現行制度の下では競争当局間で調整が行いにくい状況にあり、さらに、海外の競争当局が審査を終えた事案について、株式取得後に再度公正取引委員会に報告が行われるような場合に、事後的に株式の売却等何らかの排除措置を命じられるといった事態も生じかねないことから、株式取得の事前届出制度を導入する必要があると考える。</p>		
	<p>イ 株式取得会社の届出基準算定範囲の変更等</p> <p>持株会社の解禁などグループ法制の整備が行われた結果、グループ経営の考え方が主流になってきているところ、現行法は、届出算定範囲を会社並びに当該会社の直接の国内の子会社及び親会社に限定していることから、国内の会社及び外国会社の株式取得について、国内市場に与える影響が大きな事案であっても届出がなされない場合があった。また、企業結合規制の目的にかんがみれば、企業結合審査実務において市場シェアの算出にも用いられている売上高の方が、総資産よりも届出基準として望ましいと考えられることから、株式取得会社の届出基準算定範囲については、企業結合集団の国内売上高を用いた基準へ変更を行う必要があると考える。また、届出基準算定範囲を企業結合集団の国内売上額に変更することに伴い、届出基準額についても、株式取得会社については、200億円を下回らない範囲内において政令で定める額に、被取得会社である株式発行会社については、50億円を下回らない範囲内において政令で定める額に、それぞれ届出基準額を設定する。加えて、届出閾値については、当事業の議決権保有割合が現行の10%を下回らない範囲内において政令で定める数値から、企業グループの議決権保有割合が20%を下回らない範囲内において政令で定める数値に引き上げる。なお、合併等についても、同様に国内売上高を用いた届出基準とすること等とする。</p>		
	<p>ウ 共同の株式移転について</p> <p>共同の株式移転については、持株会社の設立と同時に株式移転が行われるところ、移転前には株式を所有することとなる持株会社が設立されていないため、株式取得に事前届出制を導入した場合、独占禁止法上問題となる場合に措置を命ずるべき会社が存在しないという事態が生じることから、株式取得の事前届出制度の導入に併せて、共同の株式移転についての実体規定及び届出規定を導入する必要があると考える。</p>		
法令の名称・関連条項とその内容	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 第10条(会社の株式保有の制限、届出義務)、第15条(合併の制限、届出義務)、第15条の2(分割の制限、届出義務)、第15条の3(共同の株式移転の制限、届出義務)、第16条(事業の譲受け等の制限、届出義務)		
想定され得る選択肢	代替案1: 現行制度を維持する。		
規制の費用	費用の要素		選択肢1の場合
(遵守費用)	株式取得の実行前に届出書の提出手続に係る費用が発生する。ただし、届出基準算定範囲の変更等により、届出件数自体は現行よりも減少することが見込まれることから、全体として事業者側の負担すべき費用は減少すると見込まれる。		従前と変更なし。
(行政費用)	行政費用は職員の事務費用のみであり、それ以外に追加的な行政費用は発生しない。		従前と変更なし。
(その他の社会的費用)	独占禁止法上問題となる蓋然性の高い企業結合についてより適時かつ適切に端緒を得ることが可能となることから、これらは公正かつ自由な競争環境のより一層の確保に資すると考えられる。		従前と変更なし。
規制の便益	便益の要素		選択肢1の場合
	届出基準算定範囲を企業結合集団にすること、届出基準額のベースに国内売上高を用いることにより、市場の状況をより適切に反映した基準により届出がなされることとなると考えられる。また、届出基準算定範囲の変更等により企業側の負担を現在よりも減らしつつ、独占禁止法上問題となる蓋然性の高い企業結合についてより適切に端緒を得ることができるようにと考えられる。さらに、株式取得により、企業結合関係が形成された後に競争上の問題を指摘する場合、事後的な株式取得会社による株式発行会社の株式の売却等は必ずしも容易ではないことから、合併等と同様の事前届出制度を導入することは、法的安定性の確保に資すると考えられる。		従前と変更はなく、「規制の目的、内容及び必要性等」で挙げた問題点が残る。
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	規制の費用については、改正後においては届出・報告件数が減少し、全体として事業者側の負担すべき費用は減少することが見込まれる。他方、規制の便益については、株式取得の事前届出制度の導入並びに共同の株式移転についての実体規定及び届出規定の導入により関係当事会社にとって法的安定性が確保されること、また、届出基準算定範囲の変更等により独占禁止法上問題となる蓋然性の高い企業結合についてより適切に端緒を得ることが可能となることにより、便益は向上するものと考えられることから、便益は費用を上回り、公正かつ自由な競争環境のより一層の確保に資すると考えられる。		
有識者の見解その他関連事項	なし。		
レビューを行う時期又は条件	改正独占禁止法の施行から5年後に、改正規定の施行の状況を勘案し、必要があれば、当該規定に係る検討・見直しを行う。		
備考			

規制の事前評価書

担当課 経済取引局企業結合課

1. 評価対象施策

会社の株式取得についての事前届出制度の導入，株式取得会社の届出基準算定範囲の変更等，共同の株式移転についての実体規定及び届出規定の導入等

【具体的内容】

- ・ 独占禁止法第 10 条を改正し，会社の株式取得についての事前届出制度の導入，株式取得会社の届出基準算定範囲の変更等を行う。
- ・ 独占禁止法第 15 条，第 15 条の 2 及び第 16 条を改正し，会社の合併，分割及び事業等の譲受け（以下これらを「合併等」という。）の届出基準算定範囲の変更等を行う。
- ・ 独占禁止法第 15 条の 3 を新設し，共同の株式移転についての実体規定及び届出規定を導入する。

2. 評価の実施時期

平成 21 年 2 月

3. 規制の目的，内容及び必要性等

(1) 規制の現状

ア 株式取得の事後報告制度について

現行の独占禁止法第 4 章における企業結合規制では，合併等については事前届出制を，株式取得については事後報告制を採っている。

イ 株式取得会社の届出基準算定範囲について

現行の株式取得会社の届出基準算定範囲については，単体総資産額が 20 億円を超える会社であって，かつ，当該会社並びに当該会社の国内の子会社（当該会社が議決権の 50% 超を保有する会社）及び国内の親会社（当該会社の議決権の 50% 超を保有する会社）の総資産合計額が 100 億円を超える会社が，単体総資産額が 10 億円を超える会社の議決権を，10%，25% 又は 50% を超えて取得した場合に報告義務がある。

(2) 規制の目的，内容及び必要性

ア 株式取得の事前届出制度の導入

現行法においては，合併等については事前届出制であるのに対し，株

株式取得については事後報告制を採っている。

しかし、企業結合という点で競争上の効果は同様であるにもかかわらず、その形態によって届出等を行う時点が異なるということでは、企業結合規制の在り方として整合性に欠ける。

また、海外の主要国では、株式取得を含めたすべての企業結合について事前届出制を採用しているところ、我が国だけでなく海外の競争当局にも届出を行うような事案については、仮に競争上の問題があればそれについて競争当局間で調整を行うことが競争当局及び当事会社の双方にとって望ましいにもかかわらず、そのような協力が行いにくい状況にある。

さらに、海外の競争当局が審査を終えた事案について、株式取得後に再度公正取引委員会に報告が行われ、公正取引委員会の審査の結果、独占禁止法上問題があると判断された場合には、株式の売却等何らかの排除措置を命じられるといった事態も生じかねない。

こうした点を勘案して、株式取得についても事前届出制を導入する必要がある。

イ 株式取得会社の届出基準算定範囲の変更等

持株会社の解禁や連結決算制度の導入をはじめとしたグループ法制的整備が行われた結果、グループ経営の考え方が主流になってきているところ、届出算定範囲を会社並びに当該会社の直接の国内の子会社及び親会社に限定していることから、国内の会社及び外国会社の株式取得について、国内市場に与える影響が大きな事案であっても届出がなされない場合があった。

また、企業結合規制の目的は、価格等のある程度自由に支配できる市場支配力の形成・維持・強化を未然に防止する点にあることにかんがみれば、企業結合審査実務において市場シェアの算出にも用いられている売上高の方が、総資産よりも届出基準として望ましいと考えられる。

こうした点を勘案して、株式取得会社の届出基準算定範囲について、当該会社並びに当該会社の国内の子会社及び親会社の総資産合計額を用いた基準から、株式取得会社の属する企業結合集団の最終親会社及びそのすべての子会社の国内売上高合計額を用いた基準へ変更を行う必要がある。

また、届出基準算定範囲を企業結合集団の国内売上額に変更することに伴い、届出基準額についても、株式取得会社については、200億円を下回らない範囲内において政令で定める額に、被取得会社である株式発行会社については、50億円を下回らない範囲内において政令で定める額に、それぞれ届出基準額を設定する。

加えて、届出閾値については、当事会社の議決権保有割合が現行の10%を下回らない範囲において政令で定める数値から、企業グループの議決権保有割合が20%を下回らない範囲において政令で定める数値に引き上げる。

なお、合併等についても、同様に国内売上高を用いた届出基準とする等とする。

ウ 共同の株式移転について

共同の株式移転については、持株会社の設立と同時に株式移転が行われるところ、移転前には株式を所有することとなる持株会社が設立されていないため、株式取得に事前届出制を導入した場合、独占禁止法上問題となる場合に措置を命ずるべき会社が存在しないという事態が生じる。

そのため、上記アの株式取得の事前届出制度の導入に併せて、共同の株式移転についての実体規定及び届出規定を導入する必要がある。

4. 規制の費用

(1) 遵守費用

届出基準を満たす事業者においては、届出に係る待機期間（原則30日）を意識しつつ、株式取得の実務を行うことから、株式取得の実行前に届出書の提出手続に係る費用（書類作成、関連する商品又は役務の市場の状況を把握するための調査等）が発生する。

しかしながら、届出基準算定範囲の変更、閾値の引上げ等により、届出件数自体は現行よりも減少することが見込まれることから、全体として事業者側の負担すべき費用は減少すると見込まれる。

(2) 行政費用

株式取得の事前届出制度の導入、株式取得会社の届出基準算定範囲の変更等並びに共同の株式移転についての実体規定及び届出規定の導入によって生じる行政費用は職員の事務費用のみであり、それ以外に追加的な行政費用は発生しない。

(3) 競争環境に与える影響

株式取得の事前届出制の導入、株式取得会社の届出基準算定範囲の変更等並びに共同の株式移転についての実体規定及び届出規定の導入により、独占禁止法上問題となる蓋然性の高い企業結合についてより適時かつ適切に端緒を得ることが可能となることから、これらは公正かつ自由な競争環境のより一層の確保に資すると考えられる。

5．規制の便益

届出基準算定範囲を企業結合集団にすることにより当事会社のグループ事業遂行能力をより適切に把握することができると考えられる。

また、企業結合審査実務において市場シェアの算出にも用いられている売上高を用いることで、市場の状況をより適切に反映した基準により届出がなされることとなると考えられる。

さらに、届出基準算定範囲の変更、届出閾値の引上げ等により、企業側の負担を現在よりも減らしつつ、独占禁止法上問題となる蓋然性の高い企業結合についてより適切に端緒を得ることができるようになると考えられる。

加えて、現行法では、株式取得については事後報告制が採用されているところ、株式取得により、いったん企業結合関係が形成された後に競争上の問題を指摘する場合、事後的な株式取得会社による株式発行会社の株式の売却等は必ずしも容易ではないことから、合併等と同様の事前届出制を導入することは、法的安定性の確保に資すると考えられる。また、共同の株式移転については、根拠規定が明確になることにより、規制の実効性確保に資する。

6．便益と費用の比較

規制の費用については、上記4(2)記載のとおり、改正後においては届出・報告件数が減少し、全体として事業者側の負担すべき費用は減少することが見込まれる。

他方、規制の便益については、株式取得の事前届出制の導入並びに共同の株式移転についての実体規定及び届出規定の導入により関係当事会社にとって法的安定性が確保されること、また、届出基準算定範囲の変更等により独占禁止法上問題となる蓋然性の高い企業結合についてより適切に端緒を得ることが可能となることから、便益は向上するものと考えられる。

以上の点を踏まえると、便益は費用を上回り、公正かつ自由な競争環境のより一層の確保に資すると考えられることから、今回の改正内容は、適切なものであると考えられる。

7．想定される代替案との比較

(1) 想定される代替案

現行制度を維持する。

(2) 代替案との比較考量

前記6のとおり、株式取得の事前届出制の導入並びに共同の株式移転についての実体規定及び届出規定の導入により関係当事会社にとって法的安定性が確保されること、また、届出基準算定範囲の変更等により独占禁止法上問題となる蓋然性の高い企業結合についてより適切に端緒を得ること

が可能となることから，現行制度を維持するよりも，公正かつ自由な競争環境のより一層の確保に資すると考えられる。

8．有識者の見解その他関連事項

なし

9．一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

改正独占禁止法の施行から5年後に，改正規定の施行の状況を勘案し，必要があれば，当該規定に係る検討・見直しを行う。